

事務処理標準化WGの進捗状況について

1 協議事項

- (1) 資格事務の標準化
- (2) 給付事務の適正化、標準化
- (3) 保険税水準の統一について（事務処理標準化WGに関する事）
- (4) その他事務処理標準化に関する事

2 構成団体

熊谷市、行田市、戸田市、新座市、久喜市、三郷市、伊奈町、川島町、さいたま市、埼玉県国民健康保険団体連合会、埼玉県

3 開催状況

第1回 令和5年5月11日（木）15:00～16:30

- （議題）
- 1 事務処理標準化ワーキンググループについて
 - 2 今後のスケジュール及び検討事項（案）について
 - 3 令和4年度グループ別検討状況について
 - 4 第3期国民健康保険運営方針について
 - 5 その他

第2回 令和6年3月15日（金）書面開催

- （議題）
- 1 グループ別検討の進捗状況について
 - 2 事務処理マニュアルの更新について
 - 3 その他

上記の他、資格、国保税、給付のグループ別検討を各3回程度実施した。

4 検討状況

別紙のとおり。

5 今後の開催予定

令和6年度は5月に第1回ワーキンググループを開催予定。

事務処理標準化ワーキング・グループにおける検討状況

項目	検討状況
1 グループ別検討の検討状況について	<ul style="list-style-type: none">○ より活発な意見交換のため、資格・保険税・給付の各分野の担当者をメンバーとしてグループ別検討を行った。○ 資格グループでは、「外国人の取扱い」、「職権喪失」、「資格確認書等」について、主に議論を進めた。○ 保険税グループでは、「保険税減免基準の統一」、「口座振替原則化」について、主に議論を進めた。○ 給付グループでは、「出産育児一時金及び葬祭費」、「高額療養費支給申請手続簡素化」、「第三者行為求償事務の取組」について、主に議論を進めた。

資格確認書等に係る各市町村の意向状況について

1 資格確認書について

質問 1 資格確認書のサイズについて

	「カード型」と回答した市町村数	「はがき型」と回答した市町村数	未回答
資格確認書のサイズ	59	2	2

いずれも選択しないと回答→32 保険者

質問 2 資格確認書の任意記載事項の選択について

任意記載事項	資格確認書の表記	「是非、選択したい」と回答した市町村数	「選択したいが、無くて支障ない」と回答した市町村数	「どちらでも良い」と回答した市町村数	「選択しない」と回答した市町村数	検討中やベンダー回答待ちと回答した市町村数	補足説明
(国事務連絡の別添13様式例の備考3、別添15様式例の備考2がある場合)	負担割合・発効期日	18	1	6	33		
一部負担金限度額（高額療養費）の適用区分、発効期日	限度区分・発効期日	9	2	11	40		<ul style="list-style-type: none"> 任意記載事項を、「全て選択しない」と回答した市町村数は〇 全て選択しない理由の一つに「ベンダーが任意記載事項の印字に対応しないため」がある。
食事療養標準負担額減額及び生活療養標準負担額減額の適用区分、発効期日		8	3	8	43		
長期入院該当日	長期入院該当日	8	3	8	43		
認定を受けた特定疾病及び自己負担限度額の区分（記号で表記）、発効期日	特定疾病区分・発効期日	8	3	7	44		

質問 3 資格確認書の有効期間は最長5年間までで保険者の判断となりますが、貴保険者が検討している有効期間は何年間とする方針ですか？

	「1年間」と回答した市町村数	「2年間」と回答した市町村数	「3年間」と回答した市町村数	「4年間」と回答した市町村数	「5年間」と回答した市町村数	検討中やベンダー回答待ちと回答した市町村数
資格確認書の有効期間	61	0	0	0	1	1

2 既存の被保険者証について

質問4 令和6年度に一斉更新する被保険者証について、交付年月日(予定)と有効期限(案)はいつですか？

※今回の照会は、外国人への交付を除いてください(質問5も同じ。話がややこしくなるため。)

		交付年月日(予定)		有効期限(案)	
		「R6. 8. 1付」と回答した市町村数	R6. 8. 1以外を回答した市町村数	「R7. 7. 31」と回答した市町村数	「R7. 7. 31」以外を回答した市町村数
交付年月日	通常の世帯	63	0	62	1
	マル学のある世帯	63	0	56	7
	その他(↓内容説明)	20	1	7	13

補足説明
一部の市町村回答には補足説明の記載あり、個別の回答用紙を参照のこと

「その他」の内容説明を記載してください

短期証、高齢受給者証一体化(誕生日の前日)、施設入所

質問5 令和6年度の一斉更新日の翌日以降に随時発行する被保険者証の、有効期限はいつまでとする方針ですか？

		一斉更新の有効期限と同じ予定	交付日の1年後の前日の予定	一律、R7年12月1日の予定	左記以外の場合は、有効期限年月日(案)を入力してください↓
交付年月日	通常の世帯	63	0	0	
	マル学のある世帯	63	0	0	
	その他(↓内容説明)	13	0	0	令和7年1月31日(1市)、対象者により異なる、70歳になる月の月末、毎月末

「その他」の内容説明を記載してください

短期証、高齢受給者証一体化(誕生日の前日)、施設入所

